

第 25 号議案

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 30 年 8 月 23 日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

中丹通学圏の各高等学校（普通科）について学区を越えて入学することができる者の割合を定める制度の廃止に伴い、「京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」（昭和 59 年京都府教育委員会規則第 14 号）について、所要の改正を行うものである。

京都府教育委員会規則第●号

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

「

京都府立綾部高等学校	綾部市
京都府立福知山高等学校	福知山市
京都府立東舞鶴高等学校	舞鶴市（青葉中学校、白糸中学校、和田中学校及び若浦中学校の通学区域に限る。）
京都府立西舞鶴高等学校	舞鶴市（他の学区に属する地域を除く。）

を

「

京都府立綾部高等学校 京都府立福知山高等学校 京都府立東舞鶴高等学校 京都府立西舞鶴高等学校	
---	--

に改め、同表の備考の1中「、

中丹通学圏」及び「中丹通学圏及び」を削り、同表の備考の2中「、中丹通学圏及び丹後通学圏の」を「及び丹後通学圏の」に改め、同表の備考に次のように加える。

- 3 この表に規定する中丹通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、口丹通学圏及び丹後通学圏から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、定員の100分の20以内とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に高等学校に在学している生徒の通学区域は、なお従前の例による。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都市教育委員会規則第14号） 新旧対照表

現 行	改正案	備考																																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 普通科の通学区域</p> <table border="1" data-bbox="486 1288 1173 2139"> <thead> <tr> <th rowspan="2">高等学校名</th> <th colspan="2">通学区域</th> </tr> <tr> <th>学区</th> <th>通学圏 名称 地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府立綾部高等学校</td> <td>綾部市</td> <td>綾部市 福知山市 舞鶴市</td> </tr> <tr> <td>京都府立福知山高等学校</td> <td>福知山市</td> <td>中丹通 学圏</td> </tr> <tr> <td>京都府立東舞鶴高等学校</td> <td>舞鶴市（青葉中学校、白糸中学校、和田中学校及び若浦中学校の通学区域に限る。）</td> <td>中丹通 学圏</td> </tr> <tr> <td>京都府立西舞鶴高等学校</td> <td>舞鶴市（他の学区に属する地域を除く。）</td> <td>綾部市 福知山市 舞鶴市</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表に規定する口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、当該高等学校の学</p>	高等学校名	通学区域		学区	通学圏 名称 地域	京都府立綾部高等学校	綾部市	綾部市 福知山市 舞鶴市	京都府立福知山高等学校	福知山市	中丹通 学圏	京都府立東舞鶴高等学校	舞鶴市（青葉中学校、白糸中学校、和田中学校及び若浦中学校の通学区域に限る。）	中丹通 学圏	京都府立西舞鶴高等学校	舞鶴市（他の学区に属する地域を除く。）	綾部市 福知山市 舞鶴市	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 普通科の通学区域</p> <table border="1" data-bbox="486 347 1173 1198"> <thead> <tr> <th rowspan="2">高等学校名</th> <th colspan="2">通学区域</th> </tr> <tr> <th>学区</th> <th>通学圏 名称 地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府立綾部高等学校</td> <td>綾部市</td> <td>綾部市 福知山市 舞鶴市</td> </tr> <tr> <td>京都府立福知山高等学校</td> <td>福知山市</td> <td>中丹通 学圏</td> </tr> <tr> <td>京都府立東舞鶴高等学校</td> <td>舞鶴市（青葉中学校、白糸中学校、和田中学校及び若浦中学校の通学区域に限る。）</td> <td>中丹通 学圏</td> </tr> <tr> <td>京都府立西舞鶴高等学校</td> <td>舞鶴市（他の学区に属する地域を除く。）</td> <td>綾部市 福知山市 舞鶴市</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表に規定する口丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、当該高等学校の学</p>	高等学校名	通学区域		学区	通学圏 名称 地域	京都府立綾部高等学校	綾部市	綾部市 福知山市 舞鶴市	京都府立福知山高等学校	福知山市	中丹通 学圏	京都府立東舞鶴高等学校	舞鶴市（青葉中学校、白糸中学校、和田中学校及び若浦中学校の通学区域に限る。）	中丹通 学圏	京都府立西舞鶴高等学校	舞鶴市（他の学区に属する地域を除く。）	綾部市 福知山市 舞鶴市	<p>普通科の通学区域について、中丹通学圏の学区を廃止</p>
高等学校名		通学区域																																		
	学区	通学圏 名称 地域																																		
京都府立綾部高等学校	綾部市	綾部市 福知山市 舞鶴市																																		
京都府立福知山高等学校	福知山市	中丹通 学圏																																		
京都府立東舞鶴高等学校	舞鶴市（青葉中学校、白糸中学校、和田中学校及び若浦中学校の通学区域に限る。）	中丹通 学圏																																		
京都府立西舞鶴高等学校	舞鶴市（他の学区に属する地域を除く。）	綾部市 福知山市 舞鶴市																																		
高等学校名	通学区域																																			
	学区	通学圏 名称 地域																																		
京都府立綾部高等学校	綾部市	綾部市 福知山市 舞鶴市																																		
京都府立福知山高等学校	福知山市	中丹通 学圏																																		
京都府立東舞鶴高等学校	舞鶴市（青葉中学校、白糸中学校、和田中学校及び若浦中学校の通学区域に限る。）	中丹通 学圏																																		
京都府立西舞鶴高等学校	舞鶴市（他の学区に属する地域を除く。）	綾部市 福知山市 舞鶴市																																		

区を除く通学圏の区域から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、次のとおりとする。

(1) 口丹通学圏 当該高等学校第1学年の普通科定員の100分の20以内

(2) 中丹通学圏及び丹後通学圏 当該高等学校第1学年の普通科定員の100分の50以内

2 この表に規定する口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、1で定めた範囲内で、かつ、定員の100分の20以内とする。

区を除く通学圏の区域から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、次のとおりとする。

(1) 口丹通学圏 当該高等学校第1学年の普通科定員の100分の20以内

(2) 丹後通学圏 当該高等学校第1学年の普通科定員の100分の50以内

2 この表に規定する口丹通学圏 及び丹後通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、1で定めた範囲内で、かつ、定員の100分の20以内とする。

3 この表に規定する中丹通学圏の高等学校（京都府立大江高等学校を除く。）にあつては、口丹通学圏及び丹後通学圏から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、定員の100分の20以内とする。

